

木製型枠歩掛について（公表）

このことにつきまして、見積価格の変動にともない歩掛を一部改正しましたので、公表します。

記

1. 歩掛について

治山林道必携（設計積算編）：一般型枠（鉄筋・無筋構造物）歩掛の諸雑費を調整して適用。  
諸雑費率 : 23.7%

（参考）平成22年3月30日付け21高治林第1220号通知

・治山林道必携 一般型枠（鉄筋・無筋構造物）の諸雑費率（23%）に、まく板型枠資材を使用した時の割増率（ $\alpha$ ）を乗じて求める。

（労務費の合計に  $23 * \alpha\%$ ）

\*  $\alpha$ （割増率）＝まく板型枠資材見積り費／合板型枠資材見積り費

2. 適用

治山林道事業にかかる請負工事。

平成 22 年 7 月 1 日以降の設計積算にかかるものから適用。